

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

## 指定医について

- 小児慢性特定疾病医療費助成制度では、小児慢性特定疾病患児の方は、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の定める医師（「指定医」）の作成した診断書（医療意見書）を添えて申請する必要があります。
- 指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。

## 指定医の要件・責務

### 【要件】

指定を受けるためには、以下の①又は②の要件を満たす必要があります。

- ① 疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、関係学会の専門医（※1）の認定を受けていること。
- ② 疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、知事等が行う研修（※2）を修了していること。

※1 専門医のリストは別紙を御覧ください。

※2 久留米市では、小児慢性特定疾病指定医研修をWeb研修として実施しています。当サイト(<https://www.sdtweb.jp/>)にて必要な講義・テストを受講し、研修修了証を印刷してください。

なお、既に他自治体を実施している小児慢性特定疾病指定医研修を受講されている場合は、その研修を受講したことが分かる修了証をご添付ください。

### 【責務】

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録システムに登録すること。

### 【有効期間】

- 指定を受けた日から5年間です。

## 留意事項

- 要件の①又は②のいずれにおいても、可能な限り早めに申請手続きをお願いします。
- 指定後、県又は市より申請者宛に指定書を通知します。
- 指定を行った後、主たる勤務先の医療機関及び氏名等を県又は市が公表します。

## 申請手続き

下記機関のホームページより様式をダウンロードし、郵送で提出してください。

勤務先の医療機関の所在地	問合せ先及び提出先
下記を除く福岡県内	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係 (TEL) 092-643-3307
北九州市	〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課母子保健係 (TEL) 093-582-2410
福岡市	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 福岡市未来局こども部こども発達支援課母子保健係 (TEL) 092-711-4178
久留米市	〒830-0022 久留米市城南町 15 番地 5 久留米商工会館 4 階 久留米市保健所健康推進課難病・在宅医療チーム (TEL) 0942-30-9729

### 【申請に係る留意事項】

- 勤務する医療機関が複数あり、いずれにおいても小児慢性特定疾病に係る医療意見書を作成する予定がある場合は、各医療機関の所在地を管轄する自治体にそれぞれ申請が必要です。  
ただし、管轄する自治体が同一の場合は、主たる勤務先を記載した申請書 1 通の申請で結構です。
- 複数の自治体に申請する場合、福岡県内は様式を統一していますので、申請先の宛名を管轄する首長に書き換え申請してください。ただし、県外については様式が異なる場合がありますので、各自治体にお問合せください。
- 記載事項に変更があった場合は、変更の届出が必要です。